

新旧対比表（あわぎんくでんさい>サービス利用規程集）

| 旧 | 新 | 備考 |
|---|---|----|
| <p>あわぎんくでんさい>サービス利用規程集 ㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程</p> <p>（債務者から双方請求をする場合の取扱い）</p> <p>第26条</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p> <p>（分割記録）</p> <p>第36条</p> <p>4 利用者は、次に掲げる事項を内容とする分割記録の請求をすることができない。</p> <p>一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする旨</p> <p>二 その他業務規程細則で定める事項</p> | <p>あわぎんくでんさい>サービス利用規程集 ㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程</p> <p>（債務者から双方請求をする場合の取扱い）</p> <p>第26条</p> <p>2 前条第2項の通知を受けた電子記録権利者は、電子記録の日から起算して5銀行営業日を経過する日（<u>電子記録の日から起算して当該電子記録がされることとなる債権記録の支払期日の3銀行営業日前の日までの期間が4銀行営業日以内の場合には、当該支払期日の3銀行営業日前の日</u>）まで、当会社に対し、当該電子記録を削除する旨の変更記録の請求をすることができる。</p> <p>（分割記録）</p> <p>第36条</p> <p>4 利用者は、次に掲げる分割記録の請求をすることができない。</p> <p>一 業務規程細則で定める範囲外の金額を前項第3号の金額とする分割記録</p> <p>二 その他業務規程細則で定める分割記録</p> <p>附則（西暦2023年1月10日改正）</p> <p>（施行期日）</p> <p>第1条 この規程は、西暦2023年1月10日から施行する。</p> | |
| <p>あわぎんくでんさい>サービス利用規程集 ㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程細則</p> <p>（発生記録の請求の方法等）</p> <p>第17条</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>1万円以上100億円未満</u>とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日を経過した日から10年後の応答日までの日とする。</p> <p>（譲渡記録の請求の方法等）</p> <p>第19条</p> <p>3 当会社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日前以後を除く。）でなければならない。</p> | <p>あわぎんくでんさい>サービス利用規程集 ㈱全銀電子債権ネットワーク業務規程細則</p> <p>（発生記録の請求の方法等）</p> <p>第17条</p> <p>7 規程第30条第2項第1号に規定する範囲は、<u>1円以上100億円未満</u>とする。</p> <p>8 規程第30条第2項第2号に規定する期間は、当該請求の日（規程第30条第1項第9号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して7銀行営業日（<u>発生記録の請求を規程第26条に定める方式によりする場合で、当社が当該発生記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、3銀行営業日</u>）を経過した日から10年後の応答日までの日とする。</p> <p>（譲渡記録の請求の方法等）</p> <p>第19条</p> <p>3 当会社は、次の期間は、譲渡記録の請求を受け付けない。</p> <p>一 支払期日の6銀行営業日（<u>当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日</u>）前から、支払期日から起算して3銀行営業日を経過する日までの間</p> <p>5 規程第31条第1項第7号に掲げる年月日は、請求の日から1か月を経過する日までの日（支払期日の6銀行営業日（<u>当社が譲渡記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日</u>）前以後を除く。）でなければならない。</p> | |

| 旧 | 新 | 備考 |
|--|--|----|
| <p>(保証記録の請求の方法等) 第27条 3 当社は、次の期間、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日前の日から支払期日から起算して3営業日を経過する日までの間</p> <p>(分割記録の請求の方法等) 第29条 2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日前の日以後</p> <p>4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、<u>1万円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 規程第36条第4項第2号に規定する事項は、同条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする旨とする。</p> <p>(支払不能情報) 第45条 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの</p> <p>① 記録番号 ② 支払期日 ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日 ④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日 ⑤ 支払不能事由 ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名 ⑦ <u>業務規程51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日</u></p> | <p>(保証記録の請求の方法等) 第27条 3 当社は、次の期間、保証記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日 <u>(譲渡保証記録については、当社が当該譲渡保証記録の電子記録義務者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)</u> 前の日から支払期日から起算して3営業日を経過する日までの間</p> <p>(分割記録の請求の方法等) 第29条 2 当社は、次の期間は、分割記録の請求を受け付けない。 一 支払期日の6銀行営業日 <u>(当社が分割債権記録に債権者として記録される利用者の窓口金融機関に対し認めた場合には、2銀行営業日)</u> 前の日以後</p> <p>4 規程第36条第4項第1号に規定する範囲は、<u>1円以上100億円未満とする。ただし、同条第2項に規定する場合には、この限りでない。</u></p> <p>5 規程第36条第4項第2号に規定する分割記録は、次に掲げる記録とする。 <u>一 規程第36条第3項第3号に掲げる金額を原債権記録の債権金額以上の金額とする分割記録</u> <u>二 発生記録により発生する電子記録債権の債権記録および当該電子記録債権に起因する分割債権記録の合計数が100万を超えることとなる分割記録</u></p> <p>(支払不能情報) 第45条 二 支払不能でんさいの情報として次に掲げるもの</p> <p>① 記録番号 ② 支払期日 ③ 支払不能通知および取引停止通知の通知年月日 ④ 支払期日から起算して2銀行営業日を経過した日の年月日 ⑤ 支払不能事由 ⑥ 債務者口座のある金融機関名および支店名 ⑦ <u>規程第51条第1項第2号の規定により異議申立の手続が終了した場合には、異議申立の手続の取下げの請求を受理した日の年月日</u></p> <p><u>附則 (西暦 2023 年 1 月 1 0 日改正)</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この細則は、西暦 2023 年 1 月 1 0 日から施行する。</u></p> | |